「いじめ」をなくす家庭の手引き

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、健やかに成長することは市民すべての願いです。しかし、子どもの心や体に深刻な影響を及ぼす「いじめ」は、いつでもどこでも起こりうる可能性があり、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものです。「いじめ」をなくすために、家庭、学校、地域が一体となり、市民総ぐるみで取り組んでいかなければなりません。子どもの心の居場所である家庭においても、愛おしい子どもがもてる力を十分に発揮して、穏やかな日々を送れるよう「いじめ」根絶に向けて取り組みましょう。

いじめの定義
（「いじめ防止対策推進法」第二、三条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめを許さない子どもに育てましょう

「思いやりのある子」……「いじめ」を防止・解消するためには、お互いの人権を尊重することが必要です。人の心の痛みがわかる、心豊かな子どもに育てましょう。

「善悪の判断のつく子」…幼いときから、良いことと悪いことの区別をきちんとつけさせるのは、親の責任です。公正な立場で判断のできる子どもに育てましょう。

「前向きにがんばる子」…欲求不満のはけ口として、「いじめ」を行うケースもあります。親子がお互いに認め合い、尊重し合うなかで、生きる喜びをもてる子どもに育てましょう。

「正義感のある子」……「いじめ」を見て見ぬふりをする子どもがたくさんいます。間違っていることを間違っていると勇気をもってはっきりと言える子どもに育てましょう。

「ルールを守れる子」……集団生活では、きまりを守ることは大変重要です。きまりを守ることで、お互いを大切にした生活ができます。きまりの意味を理解し、ともに向上しあえる子どもに育てましょう。

徳島市教育委員会